

令和3年度 琵琶湖市民清掃実施要綱

— 琵琶湖を美しくする運動実践本部 —

1 はじめに

大津市民にとって、琵琶湖から受ける恩恵は、何物にもかえがたいものがあります。この琵琶湖の美化や環境保全是、市民一人ひとりの心づかいによるところが大きいといえます。

本年6月で設立49周年を迎える琵琶湖を美しくする運動実践本部(以下「実践本部」といいます。)では、琵琶湖市民清掃(以下「市民清掃」といいます。)を行っており、これまで琵琶湖の環境保全に大きな成果を上げてきました。

今年度は新型コロナウイルス感染対策及び熱中症対策の観点から、清掃時間を**最長2時間**とさせていただきます。また、感染症対策(ソーシャルディスタンスの確保、事前の検温を行い体調不良の方には参加を御遠慮いただく、マスク着用・手指消毒の徹底等)を行った上での活動をお願いいたします。

2 実施日・実施の有無・時間

(1) 学区自治連合会

① 実施日等

・ 実施日：令和3年6月13日(日)、6月20日(日)、6月27日(日)

清掃活動は、学区ごとに下表のグループに分かれて指定の日に実施します。

6月13日(日)	6月20日(日)	6月27日(日)
小松、木戸、唐崎、滋賀、藤尾、長等、逢坂、中央、瀬田、瀬田北、瀬田南、瀬田東	和邇、仰木、仰木の里、雄琴、坂本、日吉台、下阪本、山中比叡平、平野、膳所、富士見、田上、上田上、青山	小野、葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、晴嵐、石山、南郷、大石

・ 予備日：令和3年7月4日(日)

② 雨天時等の対応

・ 市内いずれかの区域で気象警報発表の場合

完全中止とし、7月4日(日)に実施します。

・ 気象警報発表に至らない雨天等の場合

実施または中止の判断は、基本的に各実施日当日の午前5時20分に実践本部が行います。ただし、台風の接近など、事前に各実施日に影響があると判断された場合、この限りではありません。

実践本部が中止を決定した場合は、完全中止とし、7月4日(日)に実施します。

※詳しくは、「実施要綱 別紙-1」(P5)をご確認ください。

実施または中止のお知らせについては、午前6時00分から6時5分までの間に、びわ湖放送のテレビ放送画面上に字幕で、実施の有無をお知らせするとともに、実践本部のホームページにおいても(<https://simin-seisou.localinfo.jp/>) お知らせします。

(2) 事業所、その他団体等(上記(1)以外の団体)

① 基本の実施日等

・ 基本実施日：令和3年6月27日(日)

上記基本実施日の前後2週間以内程度のあらかじめ実践本部と協議した日時を、各事業所、その他団体の実施日とし、雨天時等の対応についても実践本部と個別に協議して決定します。

3 実施内容

(1) 全ての団体（学区自治連合会、事業所、その他団体等）

① 清掃実施場所

市内全域（琵琶湖、湖岸、河川、道路、公園等の公共的な場所）

② 注意が必要な作業

- ア. 側溝の重い溝蓋の上げ下げ
- イ. 河川の斜面の草刈り、河川の中での作業
- ウ. 公園や道路植樹帯の高木の枝切り
- エ. 道路の中央分離帯、交通量が多い所での作業
- オ. 草刈機等の使用
- カ. その他、困難又は危険と思われる作業

・上記に掲げる作業は、けがや事故の原因となることが多いので、各団体で実施計画を立てる際に、参加者に無理をしないように周知徹底してください。

・清掃作業が困難又は危険と思われる場所には立ち入らず、後日、施設管理者に連絡し、対応を相談してください。

・清掃時間は最長2時間までとなっておりますので、無理のない範囲で作業してください。

【施設管理者】

- 琵琶湖及び湖岸 ⇒ 滋賀県大津土木事務所 (Tel 5 2 4 - 2 8 1 3)
- 河川及び水路 ⇒ 大津市道路・河川管理課 河川係 (Tel 5 2 8 - 2 7 8 3)
- 大津市道 ⇒ 大津市道路・河川管理課 維持第1・2係 (Tel 5 2 8 - 2 7 8 2)
- 公園 ⇒ 大津市公園緑地課 (Tel 5 2 8 - 2 7 8 4)
- 不法投棄 ⇒ 大津市不法投棄対策課 (Tel 5 2 8 - 2 9 1 0)

琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局 (Tel 5 2 6 - 5 2 9 9)

③ 実施方法

学区自治連合会は、各学区単位で各地域の清掃を実施します。

事業所、その他団体等については、事業所、その他団体等ごとに清掃活動を実施します。

学区自治連合会と事業所、その他団体等が共同で実施してもかまいません。

4 ごみの集積（搬入）場所、集積（受入れ）時間、実績報告

(1) 学区自治連合会

① ごみを出す場所

あらかじめ学区自治連合会が大津市に申請した学区内の集積所に出してください。（これ以外の場所に出されたごみは収集されません。）集積所番号を記載した用紙を、見やすい場所に1枚貼ってください。

② ごみを出す時間

あらかじめ学区自治連合会が、大津市と調整した時刻までに①の集積所に出してください。（調整した時刻以降に出されたごみは収集されません。）

③ 実績報告

学区自治連合会は、学区内の次の実績を集約して、琵琶湖市民清掃連絡票（「実施要綱 別紙-2」（P6））により、翌日午後5時までに実践本部事務局に報告してください。

- ア. 学区自治連合会における参加者数
- イ. 集積所ごとの種類別ごみ量
- ウ. 「5 ごみの分別の仕方」注3の「やむを得ず、長さ40cm以下、太さ5cm以下に切れず袋に入れることができない長尺物」の「草・木の枝や竹」が出された集積所及び量
- エ. 「5 ごみの分別の仕方」注4の「リサイクル家電・適正処理困難物」の発見場所及び内容（ウ及びエは、該当がある場合のみ。）

※各自治会で報告をせず、学区自治連合会で各自治会分を取りまとめていただき御報告ください。

④ 収集確認等

各集積所において、ごみ収集の立会いは不要です。市民清掃実施日に収集されるごみが収集されていない場合、当日午後2時までに学区自治連合会で取りまとめて実践本部事務局に連絡してください。(自治会からの個別連絡でなく、学区自治連合会で集約して連絡してください。) また、ごみ収集後の集積所の清掃は、自治連合会または自治会で対応してください。

(2) 事業所、その他団体等(上記(1)以外の団体)

ごみの集積(搬入)場所、集積(受入れ)時間、実績報告については、あらかじめ個別に実践本部と協議した内容とします。

5 ごみの分別の仕方

(1) 全ての団体(学区自治連合会、事業所、その他団体等)

市民清掃におけるごみは、下記の表のとおり分別してください。

ごみの分別	ごみの分け方	ごみ袋	☆処理、搬出の仕方
	① 草・木の枝や竹、散在性の燃やせるごみ	指定ごみ袋又は透明のポリ袋	☆草・木の枝や竹も長さ40cm未満、太さ5cm未満に切ってください。 ☆草は土手や河川敷に刈り倒し、河川の流に影響のないところに置くなどし、可能な場合は地域で処理しましょう。 ☆市民清掃において収集したペットボトルは、リサイクル法に基づく分別に適さないものになるので、燃やせるごみとなります。
② 散在性の燃やせないごみ	☆市民清掃において収集したかん、びんは、リサイクル法に基づく分別に適さないものになるので、燃やせないごみとなります。 ☆割れたガラスや陶器類は紙に包む等して、安全な工夫をしてください。		

土砂・石・泥類 ☆可能なものは地域の植え込みや道のくぼみに埋めるなど、地域で処理をしてください。

(注1) 家庭及び私有地のごみ(草・木の枝や竹を含む)、集合住宅などの管理のごみ(放置自転車など)や事業所のごみなど、市民清掃実施場所以外から排出されたごみは、出すことができません。(収集もされません。)

(注2) 集積所には、上表のごみの種類ごとに分けて集積してください。(ごみの種類ごとに別々の車両で収集するためです。)

(注3) 草・木の枝や竹で、やむを得ず、長さ40cm未満、太さ5cm未満に切れず袋に入れることができない長尺物は、次の条件をすべて満たしたものに限り収集されます。
・市民清掃の清掃活動により刈り取った草・木の枝や竹であること。(加工木や廃材は収集されません。)
・収集車両(トラック)に積み込める状態にまで、広がった枝をはらう等したもの。
・収集車両(トラック)に積み込みやすい状態に荒縄で結束してあること。

※長尺物の収集は、市民清掃翌日以降に始まり、1週間以上後になることもあります。(収集までに悪臭が発生し始めることがあるので、可能な限り「5 ごみの分別の仕方」表①のとおり裁断し、ごみ袋に入れ、燃やせるごみとして排出されることをお勧めします。)

※長尺物の排出が生じてしまった場合は、集積場所、束数を学区単位で実践本部事務局に報告してください(自治会からの個別連絡でなく、学区自治連合会から「琵琶湖市民清掃実績報告書」(「実施要綱 別紙-2」(P6))により連絡してください。)

(注4) 大津市の処理施設で処理できない次のごみは、集積所に持ち込まないでください。

■家電リサイクル品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）

■パソコン

■その他大津市で処理されないもの（プロパンガス、自動車及びその部品、自動二輪及びその部品、タイヤ、バッテリー、消火器等）

※上記のものを市民清掃実施当日に、不法投棄物として発見した場合は、絶対に発見場所から不法投棄物を移動させず、「場所、物品名、数量等」を「別紙-3」（P7）の連絡票により、学区自治連合会単位で実践本部事務局に連絡してください。（自治会からの個別連絡でなく、学区自治連合会から実践本部への報告書により連絡してください）。

連絡についての対応は、市民清掃実施日翌日以降、1ヶ月以上後になることもあります。

6 活動参加の呼びかけ

- ・ 各参加団体においては、高齢者や病弱者等の世帯に、無理な参加要請はしないようにしましょう。
- ・ 子どもの参加については、保護者等と一緒に参加いただきますようお願いいたします。
- ・ 危険が予測される場所（斜面の急な場所等）においては清掃活動を行わないでください。
- ・ 活動前に体温を測るなど体調をチェックし、「発熱」「体のだるさ」等の症状がある場合は参加を御遠慮ください。
- ・ マスクを着用し、活動時は他の人と2m以上距離を空けましょう。
- ・ 活動時間は最長2時間とし、長時間の活動は避けてください。

7 その他

- ・ ホタルなどの水辺の生物の生息地では、6月から7月末頃までの期間に水辺の草を刈り取ると、生物の生息に影響を及ぼす場合があります。清掃場所に注意をしましょう。
- ・ 実践本部では傷害保険と損害賠償保険に加入しますが、保険の範囲で対応するもので治療費等を全額補償するものではありません。（「2 実施日・実施の有無・時間」であらかじめ決められた以外の日に実施される場合の当保険適用については、実践本部事務局にご相談ください。また地域清掃（美化活動）については、当保険は適用されません）
- ・ 十分な補償とするため、各参加団体においても、できるだけ保険に加入していただくようお願いいたします。

◆注意事項

- ・ 地域の美化の全てを市民清掃が担うのではなく、市民清掃の原点に立ち返り、実践本部のルール（実施要綱）に基づき、自らの責任で出来る範囲で、無理のない清掃を実施するという考え方で事業を行います。（市民清掃で対応できない部分は、河川清掃、地域清掃など別の清掃活動で対応することを検討してください。）
- ・ 草刈機の不慣れな使用や、重たい溝蓋上げなどの危険な作業は避けましょう（安全最優先）。
- ・ 危険が予測される場所（斜面の急な場所等）においては清掃活動を行わないでください。
- ・ ごみの分別、袋詰めを徹底しましょう。
- ・ 家庭や事業場、その他の公共的な場所以外のごみは持ち込まないでください。
- ・ ペットボトルやレジ袋等の散在性プラスチックごみは環境に悪影響を与えるため積極的に回収しましょう。
- ・ 活動前に体温を測るなど体調をチェックし、「発熱」「体のだるさ」等の症状がある場合は参加を御遠慮ください。
- ・ マスクを着用し、活動時は他の人と2m以上距離を空けましょう。
- ・ マスクの着用で熱がこもるため、熱中症には十分注意をしてください。十分な水分補給や、早朝など涼しい時間に短時間で終了させる等の対応をお願いします。
- ・ 活動時間は最長2時間とし、長時間の活動は避けてください。

§ この実施要綱は、琵琶湖を美しくする運動実践本部のホームページにて閲覧できます。

<https://simin-seisou.localinfo.jp>